農林水産・建設委員長報告（概要）

議案6件を原案可決

中村哲康
委員長

議案第52号から議案第56号までの条例改正については、農林課が所管する農業関係施設の使用料について、合併後も未調整のままであったため、今回、公平性の観点から均衡を図ることを目的として改正を行うものであり、基本的な方針として、一つ目に、現行の使用料を参考としながら、均衡のとれた使用料体系にすること、二つ目に、使用料を簡素でわかりやすい体系にすること、三つ目に、使用料は時間帯によって格差をつけないこと、四つ目に、使用時間の計算方法については1時間に満たない場合は1時間として計算すること、以上の四つを基本として、見直しを行った。

【議案第53号】南島原市高齢者研修センター条例の一部を改正する条例について

質疑 この施設の使用料は、公民館等の施設と比べてどうなのか。

答弁 農業関係施設では、1時間につき260円というのが、一番多い使用料であり、今回はそれに合わせた。公民館等の施設は、大体1時間300円で、農業施設が40円くらい安いということになる。

【議案第54号】南島原市多目的集会施設条例の一部を改正する条例について

質疑 多目的集会施設は各町にあるのか

答弁 北有馬町と布津町の2か所である。

布津多目的集会施設

【議案第58号】令和3年度南島原市一般会計補正予算（第10号）

〈建設部関係〉

質疑 これは、島鉄跡地を活用して排水路を整備するということだが、サイクリングロードも一緒にしていくということか。

答弁 自転車道と、この排水路は、ほぼ同時、並行した形の工事になっていく計画である。

質疑 深江の大野木場団地のB団地あたりの排水も、まだ、なされていないので、その点についてはどうなっているか。

答弁 その地区の河川の流域の調査を既に行っている。今回の箇所と、流域が異なるので、まず下流域から整備して、その地区の排水計画も実施していく必要があると思っている。

〈その他の付託案件〉

【議案第52号】南島原市農林漁業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について

使用時間の計算について、1時間に満たない場合は、1時間として計算することに改正するもの。

【議案第55号】南島原市農村婦人の家条例の一部を改正する条例について

現在、全ての施設で使用料の差が見られるが、これを1時間260円の使用料に改正する。また、一部の施設において、「みそ加工設備」などを利用対象として新たに追加しようとするもの。

北有馬農村婦人の家

【議案第56号】南島原市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例について

現在の使用料は、「ガス器具1時間につき300円」となっているが、これを「ガス器具1回につき300円」に改正するもの。

【議案第58号】令和3年度南島原市一般会計補正予算（第10号）

〈農林水産部関係〉

地滑り等保全事業負担金280万円は、8月の豪雨で、北有馬町の地滑り指定区域において、崩落等が発生したため、県営事業の市の負担金20％を計上するもの。